

平成二十九年五月發行
行信學報通卷第三十号抜刷

機法一体の研究

森

慶

樹

機法一体の研究

森 慶 樹

序

安心論題の『機法一体』は、今日通常の義では、『機』を救われる衆生のこととする場合（安心決定鈔等）と、『機』を信心と読む場合（御文章等）の二の区別があるとされている。

だが一方で鮮妙和上の『安心決定鈔法話』を窺うと、和上は『御文章』の機法一体の『機』も、安心決定鈔に同じく、救われる衆生であるという義を示されている。これら通常の義と和上の義と、はたしていずれが妥当であろうか。

この論文では、この鮮妙和上の義を再考し、通常の義より、やはり鮮妙和上の義の方が妥当であることを示そう（※）と思う。

一、通常の義

『機』とは本来救われる衆生のことを指すが、⁽¹⁾今日の安心論題で、『御文章』の機法一体を談ずるときは、その機は南無の信心のこととされるのが一般である。大江淳誠和上の『安心論題講述』には

「『御文章』の機法一体をうかがいますと、「法」は願力、「機」は願力を受けた信心をいいます。」（一六四頁）とあり、灘本愛慈和上の『やさしい安心論題の話』にも以下のように説明される。

「『機』というのは法に対する語で、可発の義であるといわれます。これは法によつて救われるべき者（衆生）を意味します。けれども、蓮如上人の仰せられる機法一体の「機」とは、南無帰命の信心を指して機といわれます。なぜ信心のことを機というのかと申しますと、南無の信心は救われる衆生（機）の側に発起せしめられるものであるから、この信心を機といわれるのです。」（一四〇頁）⁽²⁾

この機法一体の解釈は、筆者の知るところでは、大瀛和上の『横超直道金剛鐸』まで遡るようである。⁽²⁾まとめれば、これら通常の義では、御文章での機法一体は、名号の二字四字に対応するものであり、行（阿弥陀仏の法）信（南無の信心）一体をいう。即ち、タノム機とタスケル法との関係で一体を談ずるのである。

二、鮮妙和上義の概要

然るにこれに反して、鮮妙和上は『安心決定鈔法話』に於て、『鈔』と『御文章』の関係を、

「御文章即決定鈔、決定鈔即御文章」（『法話』九頁）

ととらえ、『御文章』の機法一体も『安心決定鈔』に同じく、救われる衆生であるという義を示されている。『法話』の、御文章の機法一体を説明されるところには、

「機法一體の機といふも、やはり衆生のことで、信心を直ちに機といふのではないので、機に受くる南無なるが故に、南無を機といふのであります」（『同』二七頁）

と、機をただちに南無（信心）とはされず、衆生のことと釈されている。而して和上は、斯く釈さねばならない理由を示して、

「若直ちに信即機といはゞ、寶章第四帖目に「サレバ弥陀ヲタノム機ヲ阿彌陀佛ノタスケタマフ法ナルガユヘニ」とあるは機は助けられ手、阿彌陀佛は助け手であるから、助けられてが信なれば、信心がたすけらるゝといはねばならぬ、又彼此三業を機法一體といへば、信をこの三業とせねばならぬ」

（『同』二八頁）

と、二由を出される。即ちこれらを整理すると、

I 四帖十一通に『機をたすける』とあるが、この文の機は信心とは読めない。

II 彼此三業を機法一体とすると、信をこの三業とせねばならない不都合が生ずる。

ということである（これらに就いては後に詳しく論攷する）。

斯くの如く、鮮妙和上の義は、御文章も他の安心決定鈔等と同じく、機を所救の衆生であることを前提とするのである。この義に従えば、機法一体は、タスケル法とタスカル機との一体であり、生仏の関係を云うので、仏凡一

体とその構造は同じになる。

しかし一方で和上の『法話』には、『機||信心』と読める文もあるとされている。⁽³⁾ それは、三帖七通の

「南无の二字は衆生の阿彌陀佛を信ずる機なり。」

とある文で、これについては、和上は次のように、機を衆生と押さえた上で、信に機の名を与えると会通されている（これに就いても、後に再考する）。

「信心は機の受前なるゆへ、信をさすに機といふたものであります、御文章に「南无ハ機ナリ」とのたまひ又行巻に「金剛ノ信心ハ絶対不二ノ機ナリ」とは機を以て信に名けて云ふたもの」（『同』二八頁）

三、御文章の機法一体の機を衆生として読む

然るに御文章では、六字釈に連ねて機法一体の説明があり、『南无』の二字に対応させて、『たのむ機』の釈が展開される。ではやはり『機||南无||信心』ではないのか、本当に、全体として御文章の機法一体の機を衆生と読めるのであろうか。

今謂く、これは『たのむ機』を、『たのむ||南无||信心||機』と読まず、但、信じる衆生、南无する衆生と読めばよい（以下の引用 カッコ筆者）。

「南无と歸命する機（衆生）と阿彌陀佛のたすけます法とが一杼」（四帖八通）

「彌陀をたのむ機（衆生）を阿彌陀佛のたすけたまふ法なるがゆへに、これを機法一杼」（四帖十一通）

「南无の二字は衆生の彌陀をたのむ機（衆生）のかた」（四帖十四通）

帖外御文章（六〇、六五、六六、八二、八九、一二九通）の文も同様に読める。

つまり、六字釈に連ねて機法一体の説明があつても、勿論『南無』は『信心』であるが、『機』の言は『信ずる衆生』と読めば、どの御文章も問題なく読めるのである。故に必ずしも、『南無〓機』とは読む必要はない。寧ろ機を衆生とする方が、仏教の用語として自然である。⁴⁾

四、機を衆生とする理由Ⅰ

では、次に鮮妙和上が示された、機を衆生とせねばならない理由を詳しく見ていこう。まず和上は御文章で、機を信心としては通らない文があるとして、四帖十一通を出された。

「彌陀をたのむ機を阿彌陀佛のたすけたまふ法なるがゆへに、これを機法一躰の南无阿彌陀佛といへるは、このこゝろなり。」

この文によれば、『機をたすけたまふ』とある故に、機を信心とはできない。『信心をたすけたまふ』としては、意味が通らないからである。

これに就いては、四帖十一通だけではなく、他にも同様な文が、帖外の御文章にある。

「彌陀をたのむ機を阿彌陀佛のたすけます法」（帖外八二通）

「彌陀をたのむ機を阿彌陀佛のたすけたまふ法」（帖外一二九通）

五、機を衆生とする理由Ⅱ

次に三帖七通であるが、この彼此三業の御文章も、機を衆生として考えた方が妥当である。

何となれば、『彼此三業』は元来、生仏の關係に就いて云うものであるから、三帖七通の機を信心としては義が合わなくなるのである。

彼此三業不離は、終南の『定善義』に出る釈であるが、これは生仏の關係を不離と云うのであり、行信の關係を不離というものではない。当然、御文章もこれを承けて彼此三業一体と云われるので、終南と別義を立てるものは考え難い。

「機法一鉢の南无阿彌陀佛といへるは、このこゝろなり。これによりて衆生の三業と彌陀の三業と一鉢になるところをさして、善導和尚は「彼此三業不相捨離」と釋したまへるも、このこゝろなり。」

そして此の如く「釈したまへるも、このこゝろなり」と「も」の字がある。即ち、この彼此三業一体とは機法一体と同様の義であると示されるのが三帖七通である。然れば、この機法一体も生仏の關係を以て一体とせねばなるまい。

然るに、通常の義では、この彼此三業一体の義を、行信機法一体の方の義に合わせて、やはり行信の關係として

いる。

『御文章』の意によると名号の機法一体の義をのべて、それを証明するために、「不相捨離」の文を出されるのでありまして、名号は本来機法一体に成就せられてあり、その機法一体の名号を全領して生ずるのが信心でありますから、その信心の相統して後に称・礼・念の三業となつて顕われるところを仏は聞・見・知したもう

というのであります。」

(大江和上『安心論題講述』一〇三頁)

『御文章』の三帖目第七通には……と仰せられています。衆生の弥陀を信する機も、弥陀の衆生をたすくる法も、南無阿弥陀仏の六字のほかにない(機法一体)。その南無阿弥陀仏のいわれをよく心得かけたのが信心ですから、信後の称・礼・念の三業の行も阿弥陀仏と離れないのであるといわれます。これは信相統の「彼此三業不相捨離」の義をもつて、前に示された機法一体の義を論証されるといういい方であります。」

これらの義では、信は相統の称礼念の三業であり、法は仏の聞見知であつて、この二が不離即ち一体というのである。

(灘本和上『やさしい安心論題の話』二〇七―二〇八頁)

今難じて謂く。仏の聞見知とは、畢竟たすくる法を指すものであろう。然れば仏の聞見知といっても、畢竟、名号法のことであろう。名号ならば受法されて信心となり、衆生三業に流発するのであるから、信も行も本より同一の名号である。然れば、何をもつて殊更に『不離』と云うのか。

また、受法の要である信心を、何故にわざわざ、相統三業で談じるのであろうか。これは御文章の信因称報の説さぶり、即ち唯信独達を強調する化風と矛盾するが如きである。

結句、斯かる不明瞭な点がでてくるのは、本来生仏の関係であるところの彼此三業を、無理に行信の関係で釈せうとするからである。

実は、大江和上も次下にもう一義をあげて、生仏の関係で説明しておられる。

「あるいはまたこれを如来の清浄な三業が衆生の造悪虚偽の三業と一体になるという義に解釈するとしますと、いわゆる仏心と凡心とが一体になるという意義と同一となつてくるので、その仏心・凡心が一体になつて

これが相続に顕われ、称・礼・念となるのでありますから、仏は聞・見・知したもう、すなわち不相捨離なりと釈するのであります。」

〔講述〕 一〇三―一〇四頁

而して、若しこの義を取るならば、この御文章の機法一体も生仏の関係で見るべきであろう。機法一体が行信一体なるが故に、彼此三業も行信一体と解すのではなく、彼此三業が生仏一体なるが故に、機法一体を生仏一体と解すべきである。

またこの彼此三業の御文章には、「一体になる」の文もある。故にまた、後述するように、これを行信一体とするのは、尚更不可であろう。

『機法』、『彼此三業』を生仏の関係とみればこの御文章は、大江和上の後義の如く、初起一念の仏凡一体の関係を相続で云ったことになる。「一体になる」の語も、仏徳が衆生に融入するのは、初一念なれどもこれを暫く見やすき三業相続の上に約して

「衆生の三業と彌陀の三業と一躰になるところをさして、善導和尚は「彼此三業不相捨離」と釋したまへるも、このこゝろなり。」（三帖七通）

と云われたものと解釈できる。

即ち、この御文章は、生仏機法一体の関係を、終南の文を引かれて、相続上で助釈されたのである。

六、再度鮮妙和上義が妥当な理由

以上、鮮妙和上が挙げられた二由の他に、機を衆生とする義が妥当な理由を挙げると、更に以下の如く四由が挙

げられる。

1 仏教通常の意では機は衆生の意である

周知の如く、仏教通常の意では『機』の語は法所被の衆生の意であつて、信心の意ではない。故に宗祖も一文を除いて機は皆衆生の意である。

たしかに、宗祖には行巻に「金剛信心絶對不二之機」(『聖教全書』二四二頁)と云う一文があるが、⁽⁵⁾この宗祖の特殊な一文の義を、殊更に御文章で用いられたとするのは、御文章が平易な教導の書であることを考えると、無理があると思われる。

また御文章でも、機法一体以外の『機』は皆衆生の意として使用してある。他の御文章では機の語は衆生であるのに、機法一体の機のみ信心としては、読むものは混乱するだけであらう。

しかのみならず、四帖八通では

「不法不信の根機にをひては、往生淨土の信心獲得せしむべきものなり……たゞし无宿善の機にいたりてはちらをよばず……南无と歸命する機と阿彌陀佛のたすけまします法とが一躰なるところをさして、機法一體の南无阿彌陀佛とはまうすなり。」

と同一の御文章に機の語が使われている。前半の機の語は、衆生の意であり、後半は機法一体の釈である。この前後の機の意が、衆生と信心の二意に亘つて使用されているとは考え難い。故に御文章に於ても、機は衆生の意と統一して読まれるべきである。

2 歴代の機法一体も機は衆生

『安心決定鈔』のみならず、覚如上人でも機法一体を生（所照）仏（能照）一体とされている。

「信心歡喜すれば、機法一鉢になりて能照所照ふたつなるにたれどもまたく不二なるべし。」

（『願願鈔』真聖全三卷 四六頁）

存覚上人の『六要鈔』も後に改めて検討するが、生仏一体の義である。

以上、仏教通常、宗祖、歴代と、皆『機』は衆生であり、覚如上人、存覚上人の『機法一体』も『機』は衆生である。御文章の機法一体の文だけ、『機』の定義を変えてあると考えるのは不自然であろう。

3 御文章は安心決定鈔を引き、『安心決定鈔』の機法一体を承ける

帖外六〇通の御文章は、一部を除いてほぼ『安心決定鈔』の引用よって成文されている。『安心決定鈔』の機法一体は生仏一体であるが故に、この御文章の機法一体は生仏一体の義となる。また帖外六五通も『決定鈔』の影響が見える（『機法一鉢之正覺成じたまふ南無阿彌陀佛』）。故に他の御文章の機法一体も『決定鈔』と同様に生仏一体と考える方が自然である。

然るに今仮に、行信一体の義を救うて、『蓮如上人は、最初は安心決定鈔の生仏一体の義であり、後に独自の行信一体の義に変更されたのである』と云う一義を立ててみればどうであろうか。しかしこの義も無理が有る。何となれば御文章は、

・三帖七通 文明七年

： 蓮如上人の機法一体釈

・帖外六〇通文明一三年

： 安心決定鈔の引文

・四帖八通 文明一七年
蓮如上人の機法一体釈
の順番で出されているからである。

4 「一体になる」「ひとつになる」の文がある

通常は機法一体は行信の關係とする故に、本来一体といわれ、衆生の受法の時に「一体になる」仏凡一体と區別される。

「また機法一体とのちがいをいいますと、機法一体は本来の一体であり、仏凡一体は信一念の時、はじめて一体となるのであります。」（大江和上『安心論題講述』一七〇頁）

この義を謂う場合、特に本来一体の文として四帖八通の

「南无と歸命する機と阿彌陀佛のたすけます法とが一體なるところをさして、機法一體の南无阿彌陀佛とはまうすなり。」

の「一體なる」の文が着眼される。『金剛鐸』にもこの御文章四帖八通を引用して、
「此御文を熟察せられよ。二利不二の妙體。純陀力のすがたをこそ。機法一體とはのたまひたれ。機邊の造作を待て。一體になるとには非ず。仏心と凡心と一つになると云とは意別なり。」

（大瀧和上『横超直道金剛鐸』洗心書房復刻本 三四五頁 カタカナ表記をひらがなに變更）
といわれている。

だが、実際には、先の三帖七通には「一体になる」の文があり、また帖外御文章にも「一体になる」と同義な文が見られるのである。

「衆生の信ずる機と阿彌陀佛の法とひとつになるところを機法一躰とはいふなり。」（帖外六六通）

「南无と歸命するところにをひて、やがて願も行も機も法も一躰に具足する」（帖外八九通）

帖外八九通の文は、「歸命するところに…やがて（直ぐに）…一躰に具足する」という意味であるから『一体になる』の意である。

機法一体を行信一体の義とした場合、一体とは畢竟行信不二を云うが故に、『衆生領受のところでは一体になる』の文脈では宗義に合わない。領受を待つて行信が不二になる訳ではないからである。故に、やはり機法一体を、行信一体の義とは取れないのである。

七、機が信心と取れる文の会通

次に、機を信心と取れる文がいくつかあるので、これらを会通しておこう。

1 帖外八九通の「願も行も機も法も一躰に具足する」の文

この文は、『願・行』、『機・法』と並べる故に、それぞれに対応させて、『願（信）』、『機』、『行』、『法』と見なすべきではないかと考えられるが、どうであろうか。

今、会通して謂く。『願・行』、『機・法』とならんでも、無理に対応させる必要はない。願と行は共に回向の法（行信）に属するのであるから、これらの法と機とが一体に具足すると見なせばよい。

また、前述のようにこの御文章には、「南无と歸命するところにをひて、やがて（直ぐに）…一躰に具足する」

という『一体になる』の文があるから、行信一体の義は取り難い。

では、斯く『願・行』、『機・法』と、並べて釈すのは何故かと謂うと、信心(願)の開発が機の辺にあり、それに対し救いの法を行の辺に置くからであらう。

・信(願) …… 機辺(信心を頂いてたすかる)

・行 …… 法辺(たすける、摂取の阿弥陀仏)

これは『安心決定鈔』の次の文に対照させてみても、窺うことができる。

「智目行足かけたる身なれば、たゞ三惡の火坑にしづむべき身なるを、願も行も佛體より成じて、機法一體の正覺成じたまひけることのうれしさよとおもふとき、歡喜のあまりおどろあがるほどにうれしきなり。『大經』に「爾時間一念」とも、「聞名歡喜讚」ともいふは、このころなり。」(『聖教全書三』六二二頁)

2 『六要鈔』の機法一体

『六要鈔』も『行・信』、『機・法』を並釈するが、やはり先と同様に会通すべきである。

「信行離れず、機法是れ一なり。」(『聖教全書二』二二二頁)

「行信・能所・機法一也。」(『同』二二三頁)

何となれば、『六要鈔』の機法一体も以下に述べるように、生仏一体であつて行信一体ではないからである。

先ず『鈔』の次の文は、仏凡一体を機法不離と釈してある。『法に功能によつて歸命すれば機法不離になる』の文脈によつて、それが知られる。

「今木火の喩を出して、各凡心及び其の佛心、不一不異の義趣を顯すらくのみ。但し此の釋の意、尤心を措むべ

し、必しも一切此の深理を知て往生を願すべきには不、只法に於て其の功能有ことを顯す。其の功能とは、卽是れ彌陀法界身の故に、歸命の心を發せば機法不離にして必ず往生を得。」〔同〕二九九頁〕また『六要鈔』に於て、「機法」の二字熟字は、二種深信の釈に於て使われている。

「亦有」等は、所信の事を顯す、是則機法二種の信心なり。」〔同〕二八一頁〕

この機法二種は所信を示す。即ちここでも機は信心ではなく、所謂、性得の機、自力無功の衆生（所救の衆生）のことを言うのである。

これらより、『六要鈔』の「機法」の語は生仏と見なすべきであり、『機法一体』は生仏の關係と窺うべきである。

3 三帖七通 「南無」の二字は、衆生の阿彌陀仏を信ずる機なり」

この『南無は機なり』の文は、鮮妙和上の会通（『法話』二八頁）では、信に『機』の名を与えんという義である。即ちこの場合、中身は信のままである。

然るに、先に述べたように三帖七通の「機」は、彼此三業の義（生仏對）及び「一鉢になる」の文に望めるに、その中身は衆生であつて信とは取れない。ではどうすれば、これを衆生と読めるであろうか。

謂く、これは單純に文が略されていると解せばよい。即ち、『南無は機なり』というのは『南無は機（衆生）の方なり』の省略と見るのである。四帖一四通に、

「南无の二字は衆生の弥陀をたのむ機のかたなり。」

とある、この表現の省略形と見ればよいのである。⁽⁶⁾

八、仏凡一体との同異

従来義では、機法一体は行信一体、仏凡一体は生仏一体の相違であるとされてきた。これに反し、今義では、機法一体を仏凡一体と同じく生仏一体の義と結論するのであるが、では機法一体と仏凡一体は、どのような相違があるのであろうか。最後に今義の立場から二の同異を考えてみよう。

○本来一体への言及の有無

既に先述の如く、従来義は仏凡一体と機法一体の相違として、『本来一体』と『機受の一体』が区別されている。また機を衆生と見る、鮮妙和上も『決定鈔』の機法一体を、『法体成就の一体』と『機上受得の一体』の、大別二種に分類されている。これらは、本来一体と機受の一体に相当する。⁽⁷⁾

御文章に現れるこれらの二義を検討してみると、帖外六〇通は『安心決定鈔』の引文なるゆえに、本来一体の義が存し、帖外六五通にも一分その義が残っている。

「機法一鉢の南无阿彌陀佛とは正覺を成じ給ふなり」(帖外六〇通)

「機法一鉢之正覺成じたまふ」(帖外六五通)

しかしこれらを二通を例外とすれば、他の御文章に於ける機法一体のお示しを窺うに、寧ろ『一念帰命の時に一体になる』の文義である。斯く如く一念帰命の時に約すのは、信因称報(唯信独達)を強調する蓮如上人としては、蓋し当然であらう。⁽⁸⁾

斯く見れば、御文章の上では、凡そ機法一体と仏凡一体は、機上受得の生仏一体として、ほぼ同義とみなしてよいことになるのであるが、やはり、法体成就の義への言及の有無の相違は有るとせねばなるまい。

○行に約すと信に約すの相違

もう一つ、機法一体と仏凡一体の違いとして、『仏凡一体は心に約すが、機法一体は行に約す』ということが云えるだろう。

何となれば、仏凡一体はすでに、「佛心と凡心とひとつになる」(二帖九通)「佛心と凡心と一鉢になる」(二帖十通)と心に約して示される一方で、機法一体は、機(衆生)と一体になる阿弥陀仏の法は、六字釈を以て示されるが、それは即是其行の不行の分齊であるからである。

「南无と衆生が彌陀に歸命すれば、阿彌陀佛のその衆生をよくしろしめして、万善万行恒沙の功德をさづけたまふなり。このこゝろすなはち阿彌陀佛即是其行といふこゝろなり。このゆへに：機法一體の南无阿彌陀佛とはまうすなり。」(四帖八通)

まとめ

上来、『御文章』の機法一体は、皆、生仏一体の義であり、その凡そは一念帰命の時に『一体になる』の意であることを見てきた。まとめとして、機法一体を示される『御文章』および『聞書二四二』の文を合採して、蓮如上人の機法一体の教導を要約してみれば、

『阿弥陀仏に南無帰命し、本願の意に同心せば、やがて（直ぐに）阿弥陀仏のたすけたまふ法、即ち万善万行の功德を、衆生に回向したまい、信じる機（衆生）と阿弥陀仏の法が一体になる故に、皆報土往生を得て仏となる』。

となる。蓮如上人の平易なる教導、仰ぐべきである。（終）

註※

本論文では『真宗聖教全書』は『聖教全書』と省略。御文章の引用は『聖教全書』による。引用文の傍点や傍線などは筆者による。漢文は原文の返り点に従って筆者が書き下した。必要な時は句読点濁点等も適宜付加した。又入力機の制限により、一部の旧漢字は新字体に変更した。

(1)

周知の通り、『機』の釈は『法華玄義』の感應妙の釈に出る。これによると『機』という語は、但衆生を指すだけではなく、仏と衆生の関係までを含んでいることが分かる。ここでもう少し詳しく、機の本来の意義についてまとめておこう。先ず大江和上の『安心論題講述』に要約してある、『法華玄義』の「微閑宜」の説明によると、「性得の機とは…『法華玄義』の「微」「閑」「宜」の三義は、この機の義を釈すものであります。まず「微」とは、動の微なることを機とするの意であり「可発」というものと同じであります…一切の衆生に善を生ずる機があつて仏が来りて来応すれば生じ、来応がなければ、生じない。このように衆生には仏の来応を感じずべき微かな善機があるから「機」と名づくというのであります。」（『講述』一六二～一六三頁）

即ち「微」の義とは、善を生ずる可能性あつて、その機微（微かなきざし）あるを謂う。¹⁾『法華玄義』には、「又阿含に云はく、「衆生に善法の機あらば、聖人來り應ず。衆生に將に生ぜんとする善あらば、此の善微微にして將に動かんとして機と爲ることを得」と。」（『大正新脩大藏經』第三十三卷 七四六頁下、書き下しは『国訳一切經』經疏部一 一二〇頁 による）

とある。即ちこのきざしがあるによって、衆生は教化を被ることを得るわけである。²⁾而して、衆生は教化を受けることによって、正に善を生ずるに至ると考えられる。³⁾

つぎに『講述』に、「閑」と「宜」を説明して、

「関」の義というのは、衆生に善があり悪があつて共に仏の慈悲心に関わり、衆生と仏と相まじわつて仏の摂化の事が成立する、そこで仏に求めて衆生を「機」と名づけるのであります。「宜」とは相應の義で、衆生は仏の慈悲をうけるのにちょうど宜しききさうです。仏に抜苦与樂の慈悲があつて、衆生の無明の苦を抜くには、仏の悲が宜しく、衆生に法性の樂を与えるには仏の慈が宜しい。このように衆生は仏の抜苦与樂の摂化にちょうどよろしいので「機」と名づけるのであります。」（『講述』一六三頁）³

とある。「関」は、生仏に、能化所化の關係が成立することを謂い、「宜」は、宜しく衆生が仏の慈悲の法の所被となるを謂う。これは『法華玄義』には、

「應するに慈悲の法を以てすれば是れ善惡の宜しき所なり。悲は則ち苦を救ふに宜しく、慈は則ち樂を与ふるに宜し。随つて何れの法を以てすとも其の宜しき所に應ず。」（『大正藏經』同 七四七頁上）『國訳一切經』同二二一頁）

とある。結果として衆生は、仏の法を受けることによつて、苦を転じ、樂を得るのである。⁵

以上をまとめると、機とは以下性質を含む衆生の意となる。

- 1 可発の義、可生の義、善を生ずる可能性がある
- 2 善微の義、善のきざしあつて教化を被るきつかけとなる
- 3 關係の義、教化を被り、仏と衆生との間に能化所化の關係が成立する
- 4 所被の義、即ち、宜しく慈悲の所被となる
- 5 転化の義、結果として教化に應じて転ぜられ、善を生じ利益を得る

斯の如き仏の教化に應じる（応ずべき）性質までを含めて、衆生を機と云うのである。

これらを今家より随義に解釈し直して見ると、他力真宗に於ては、衆生に於ける善とは、宿善か如来回向の法であり、生仏の關係は、能救所救の救済の關係である。その結果、撰取不捨の身となり、利益を得る。即ち以下の様にまとめられる。

- 1 可発の義、可生の義、衆生は信心を発する（回向の信心を獲得する）可能性がある
- 2 善微の義、宿善のきざしあつて教化を被るきつかけとなる

(2)

- 3 関係の義、教化を被り聞信し、仏と衆生と能化所化、能救所救の救済の関係が成立する
- 4 所被の義、即ち、宜しく大悲摂取の法の所被となる
- 5 転化の義、結果、教化に応じて転ぜれ、信を獲て正定聚の機となり現当三益を得る

「機所造の南無と。阿彌陀佛と。彼此二物相合して。一體になるといふことではなし。機法本より一體なる名号なり。この機法とは。衆生人體をさして機とはいはず。信心を機と云。佛のたすけたまふ法に對して。信は機の受けまへなる故に機と云。然に今は陀力信心なる故に。法體に在て。この信の機までも已に成じたまへり。これを彌陀如來の眞實信心と目たり。法と一體なるが故に。機法一體とは名るなり。」(大藏和上『横超直道金剛鐱』洗心書房復刻本 三四四頁)

(3)

(4)

論文の如くに会通しても、御文章に於て機法一体は、常に六字釈と共に釈され、機は南無に配當されている。

然れば、やはり機は南無の信心とするのが妥當ではなからうか、と言う疑問が尚残るかもしれない。

これを消釈するには先ず、御文章の機法一体が『安心決定鈔』を承けていることを考へねばならない。『決定鈔』の次の文(帖外六〇通も同文を用いて成文されている)は、南無と阿彌陀仏を二字四字分釈配當して、「南無の機」と云うにもかかわらず、この機は衆生のことである。

「阿彌陀佛の功德われらが南無の機にをひて、十劫正覺の刹那より成じいりたまひけるものといふ信心のおこるを念佛といふなり。」(『聖教全書三』六二三頁)

『決定鈔』で南無の信心を衆生の辺に配當する理由は、やはり信心が機邊に發起するが故であらう。御文章もこの釈相を承けるのである。次の帖外六六通にも『決定鈔』を承けての御釈と考えられ、共に回向法である所の行と信を、機邊と法邊に分けて釈されている。

「一。當流の信心のをもむきは『安心決定鈔』をよくく披見すべし。抑信心といふ鉢は：南無と皈命すれば阿彌陀佛のその衆生をよくしらしめして、万善万行恒沙の功德を衆生にあたへましめて、遍照の光明をはなちてあらしたまふゆへに、无明業障のおそろしきつみもきえて、他力の信心をさづけたまふあひだ、衆生の信する機と阿彌陀佛の法とひとつになるところを機法一鉢とはいふなり。」

故に、機法一体を南無と阿弥陀仏に配釈されても、その意図は、直ちに『南無〓機』となすのではなく、信心を機辺で談ずるのみである。他力回向の行信により、衆生（機）が能く法に救われることを示されるのが、御文章の機法一体の釈なのである。

(5)

この文は、従来信心は機辺に開発する故に、信心を機と云うと説明されてきた（注（2）の『金剛鉚』の文や『やさしい安心論題』一四〇頁等を参照）。然るに、高祖の聖教を見ると、信を人（機）と扱う文が他にもある。『斯の信は最勝希有人なり斯の信は妙好上上人なり』（『聖教全書』二・二門偈 四八四頁）「是の心作仏す」（『同』信巻 七三頁）これらより窺うと、信心を機と呼ぶのは、但の替え名ではなく、信と機（衆生）との関係の不可分なる辺に就いて、信を機と云われているようである。先ずは、この不可分とは仏凡一体の義と考えてよい。

然るに、もしこれが西山義ならば信心は本より機辺の心である（機法合体の義）故に、機と信を不可分と考えても、あまり問題がないが、今家は他力回向の信なるが故に、ここに一考が必要となる。何故に、如来の回向法たる信心を、機辺に融じて機と釈されるのであろうか。

蓋しこれは、先の注（1）の機の意義より窺えば、如来回向の信をもつてこそ『関係の義』、『所被の義』を成じ真実の機（絶対不二の機）を成ずるから、高祖は、信と機を不可分と見られたものではなからうか。

(6)

注（5）に述べた所の、信と機と不可分に扱う宗祖の義を用いても、この文を消釈できるだろうが、本論でも述べたように、御文章が平易なる教導の書であることを考えると、これは穿ち過ぎになると思われる。

(7)

鮮妙和上も『法話』で「御文章には南無の信、南無とたのむ機、阿弥陀佛のたすくる法とのたまふは、現在機上の機法一體なれども、八ヶ條などは法體成就の機法一體を談じたまふのであります。」（三四頁）と四帖八通を法體成就の機法一体とされている。勿論これは従来義と違って、生仏本来一体の義である。

『法話』に法體成就の一体を説明されて、「攝用歸體と申して、法體の用を示したまふたのであります、又は跨節の釈と申して、後の事を前に引越して、お示しなされたもの」（一九頁）とある。今義も本来一体の義はこれに準ずるが、四帖八通に就いては注（8）を参照。

(8)

斯く見れば、先に述べた、従来義に於て本来一体の文掇とされる『四帖八通』の「一躰なる」の文も、寧ろ『一体になる』と同意と見る方が自然である。